

# 島田市標準宅地公開用台帳の見方

## 1. 価格調査基準日（令和5年1月1日）の価格について

固定資産評価基準では、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産税課税台帳に登録します。

賦課期日現在の価格の基準日は、前年の1月1日（令和5年1月1日）の鑑定価格から求めるものとします。

このため、この価格が固定資産税評価の根拠となるものになります。

## 2. 時点修正日の価格について

上記のとおり、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、第二年度及び第三年度は、新たな評価を行わないで基準年度の価格をそのまま据え置きます。

ただし、地価の下落があり、令和7年度、令和8年度において価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行うことができます。